

水 林 総 第 1378 号
令和2年（2020年）1月15日

各（総合）振興局長 様

水産林務部長

フレックス工期制実施要領の制定について

柔軟な工期設定等を通じて、受注者に技能労働者や建設資材等の確保を計画的に準備するなどの時間的な余裕を与え、受注者が自ら工期を設定することにより、効率的で円滑な施工が可能となるよう、別紙のとおり「フレックス工期制実施要領」を制定し、令和2年（2020年）2月1日以後に公告等を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、「選択工期制の実施について」（平成6年2月24日付け漁場第358号水産部長通達）、「選択工期制の実施について」（平成6年2月18日付け林政2547号林政部長通達）、「選択工期制度の運用について」（平成6年2月24日付け漁場第359号水産部長通達）及び「選択工期制度の取扱いについて」（平成6年2月18日付け林政2549号林政部長通達）は、廃止します。

（総務課管理グループ）

フレックス工期制実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、水産林務部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 全体工期：通常工期と余裕期間の合計のこと。
- (2) 通常工期：通常積算により算出した工期（標準工期）のこと。
- (3) 実工期：全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期のこと。
- (4) 工事開始日：受注者が設定した工期の始期のこと。

(実施対象工事)

第3 実施対象工事は、次の事項を踏まえ、支出負担行為担当者が決定するものとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定しても、翌債等で承認された期日を超えない工事であること。
- (3) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(全体工期の設定)

第4 全体工期は、次の範囲で設定するものとする。

- (1) 大規模工事（予定価格に対応する等級がAの工事）：通常工期の4割増以内
- (2) 小規模工事（予定価格に対応する等級がB以下の工事）：通常工期の10割増以内
- (3) 格付けのない資格に係る工事については、工事の規模等によること。

(工事費の積算)

第5 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

(入札公告等の記載)

第6 フレックス工期制により実施する入札の公告、入札説明書の記載事項は、別記1によるものとする。

また、指名競争入札による場合は、別記2を指名通知に添付するものとする。

(実工期の申出)

第7 発注者は、落札決定後、契約までの間に、「様式1」により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第8 フレックス工期制に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第9 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。
ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第10 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理を発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

(技術者等の配置)

第11 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(工期の変更)

第12 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、実工期の変更を請求することができるものとする。

(その他)

第13 この要領に定めのない事項については、水産林務部長が別に定めるものとする。

別記 1

【公告（工期の始期に期限を設けない場合）】 次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間内で、
落札者が申し出た期間を工期とする。

【公告（工期の始期に期限を設ける場合）】 次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間内で、
落札者が申し出た期間を工期とする。
ただし、 年 月 日までに工事を開始すること。

【入札説明書（工期の始期に期限を設けない場合）】 次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間内で、
落札者が申し出た期間を工期とする。

【入札説明書（工期の始期に期限を設ける場合）】 次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間内で、
落札者が申し出た期間を工期とする。
ただし、 年 月 日までに工事を開始すること。

【入札説明書別記】 次のとおり記載すること。

「2 入札に付する事項」関係

この工事は、フレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

- (1) 落札者は、契約までの間に「様式 1」により実工期の申出をしてください。
- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。
- (3) 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- (4) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当（総合）振興局の責任において行います。
- (5) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- (6) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。

別記 2

フレックス工期制の工事に係る指名競争入札について

この工事は、フレックス工期制による工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

- 1 落札者は、契約までの間に「様式 1」により実工期の申出をしてください。
- 2 落札者が申し出た工期により増加する経費は、落札者の負担とします。
- 3 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- 4 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当（総合）振興局の責任において行います。
- 5 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- 6 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。

注 工期の始期に期限を設ける場合は、次のとおり記載すること。

- 1 落札者は、契約までの間に「様式 1」により実工期の申出をしてください。
ただし、 年 月 日までに工事を開始すること。

様式 1

工 期 申 出 書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住所

商号又は名称

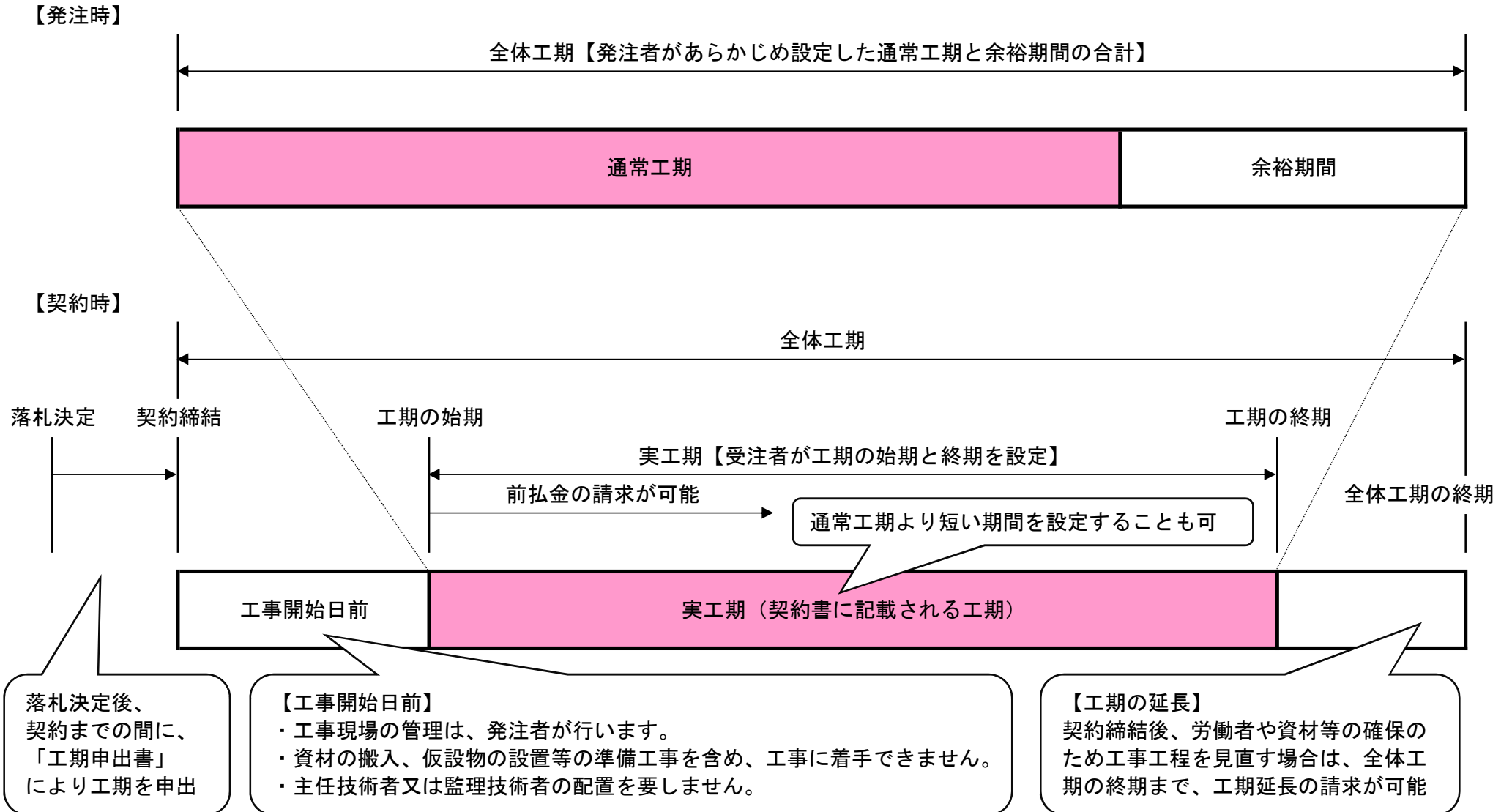
氏名

印

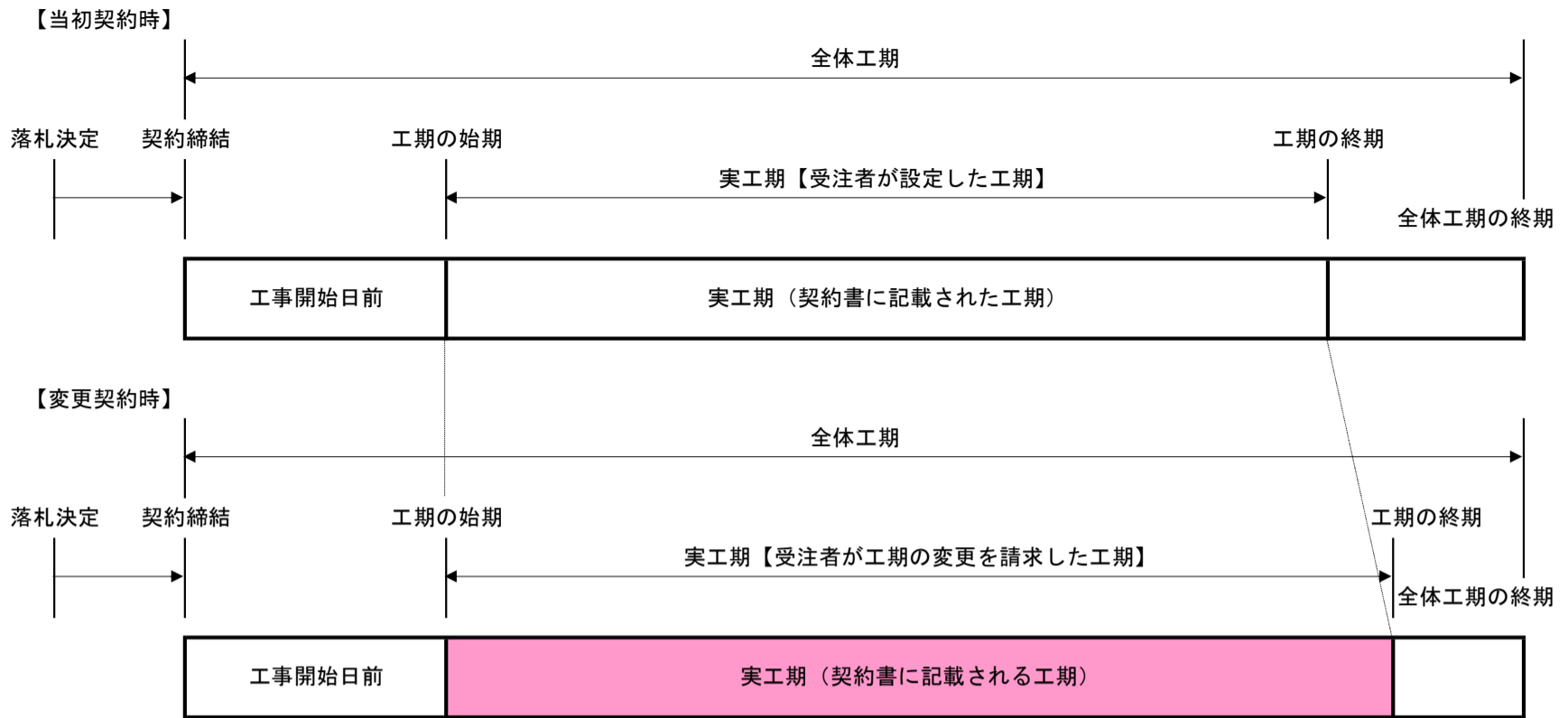
年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

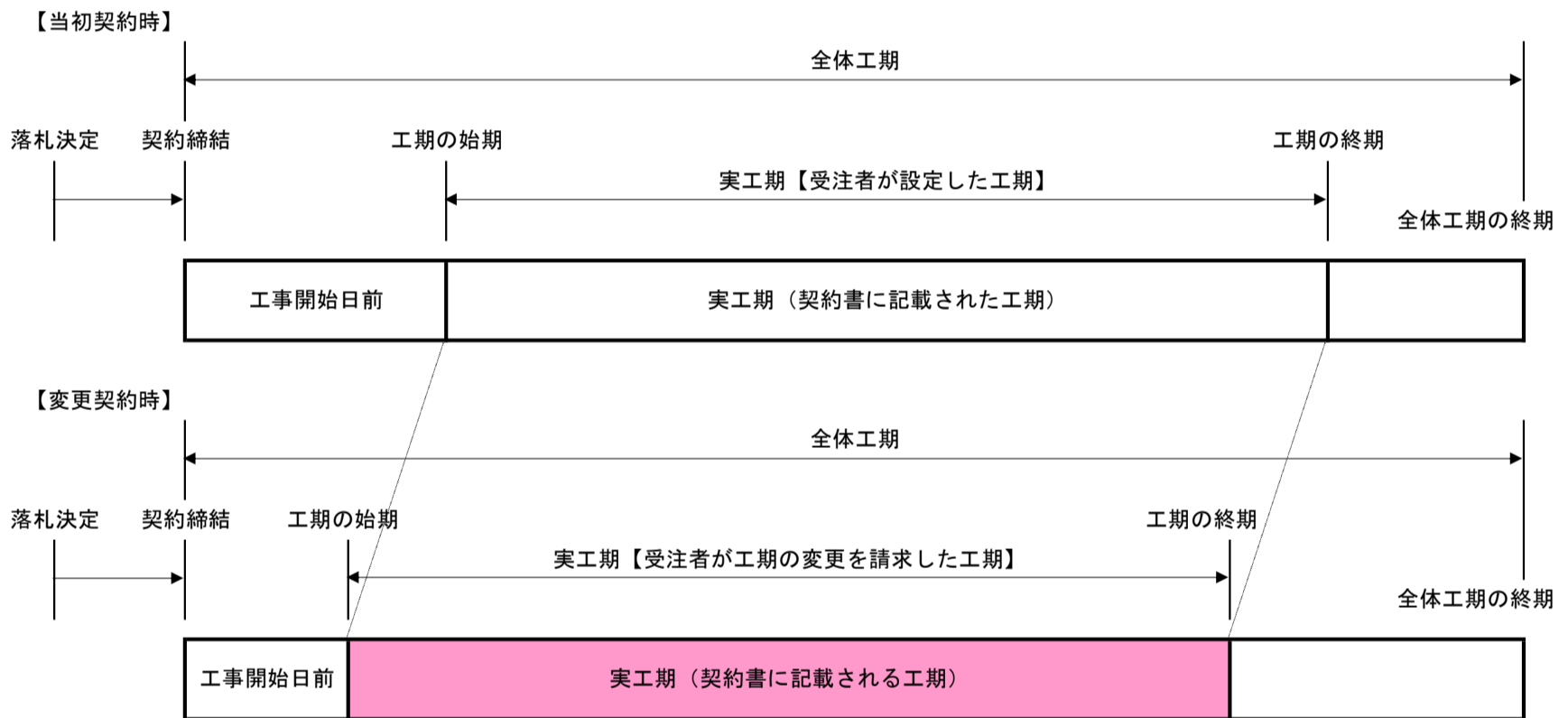
フレックス工期制概要図



工期変更の請求があり、全体工期の終期までの間で工期を延長した場合



工期変更の請求があり、工期の始期及び終期を繰り上げた場合



発注者が工事の始期に期限を設けて実施する場合

